

公表用

令和6年11月29日

自 第121号議案

至 第145号議案

令和6年第4回

八王子市議会定例会議案

八王子市

目 次

第121号議案	令和6年度八王子市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について……………	5
第122号議案	令和6年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算（第2号）の専決処分について……………	7
第123号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	9
第124号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	11
第125号議案	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例設定について……………	13
第126号議案	令和6年度八王子市一般会計補正予算（第4号）について……………	23
第127号議案	公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	25
第128号議案	八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	27
第129号議案	八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	29
第130号議案	八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	31
第131号議案	八王子市こども家庭センター条例設定について……………	33
第132号議案	八王子市大横保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について……………	37
第133号議案	八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について……………	39
第134号議案	八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について……………	41
第135号議案	八王子市生涯学習センター条例の一部を改正する条例設定について……………	43
第136号議案	土地の信託の変更について……………	45
第137号議案	八王子市立保育園の指定管理者の指定について……………	47

第138号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立鎌水小学童保育所）	49
第139号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立式分方小学童保育所）	51
第140号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立檜原小学童保育所）	53
第141号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立高倉小学童保育所）	55
第142号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立小宮小学童保育所）	57
第143号議案	八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について	59
第144号議案	八王子市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定について	61
第145号議案	市道路線の認定について	63

第 1 2 1 号議案

令和 6 年度八王子市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

令和 6 年度八王子市一般会計補正予算（第 3 号）を定めるにつき、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

第 1 2 2 号議案

令和 6 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算
(第 2 号) の専決処分について

令和 6 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算 (第 2 号) を定めるに
つき、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定によ
り報告し、承認を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

第123号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任するにつき、地方税法第423条第3項の規定により同意を求める。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

佐 藤 健 治

第124号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任するにつき、地方税法第423条第3項の規定により同意を求める。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

鈴 木 芳 乃

第 1 2 5 号議案

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例設定について

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年八王子市条例
第 4 4 号) の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 ～ 5 (略)	附 則 1 ～ 5 (略)
6 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者が、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 5 6 条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を、この条例の施行後に正当な理由がないのに提供したときは、2 年以下の 拘禁刑 又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。	6 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者が、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 5 6 条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を、この条例の施行後に正当な理由がないのに提供したときは、2 年以下の 懲役 又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。
7 この条例の施行前に旧条例第 4 5 条第 1 項の受託した事務又はこの条例の施行前に同条第 3 項の規定により同条第 1 項の規定が準用される指定管理者が管理する公の施	7 この条例の施行前に旧条例第 4 5 条第 1 項の受託した事務又はこの条例の施行前に同条第 3 項の規定により同条第 1 項の規定が準用される指定管理者が管理する公の施

設の業務（以下「旧受託事務等」という。）に従事していた者（以下「旧受託事務等従事者」という。）が、この条例の施行前において旧受託事務等により作成し、又は取得した旧条例第57条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された電磁的記録で、旧受託事務等従事者が組織的に用いるものとして当該受託者又は当該指定管理者が保有していたものであって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を、この条例の施行後に正当な理由がないのに提供したときは、2年以下の**拘禁刑**又は100万円以下の罰金に処する。

8 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者が、その業務に関して知り得た旧個人情報であってこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されたものを、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。

9 旧受託事務等従事者が、旧受託事務等に関して知り得た旧個人情報であってこの条例の施行前において旧受託事務等により作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているものを除く。）で旧受託事務等従事者が組織的に用いるものとして当該受託者又は当該指定管理者が保有していたものに記録されたものを、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。

10・11 （略）

設の業務（以下「旧受託事務等」という。）に従事していた者（以下「旧受託事務等従事者」という。）が、この条例の施行前において旧受託事務等により作成し、又は取得した旧条例第57条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された電磁的記録で、旧受託事務等従事者が組織的に用いるものとして当該受託者又は当該指定管理者が保有していたものであって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を、この条例の施行後に正当な理由がないのに提供したときは、2年以下の**懲役**又は100万円以下の罰金に処する。

8 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者が、その業務に関して知り得た旧個人情報であってこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されたものを、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**懲役**又は50万円以下の罰金に処する。

9 旧受託事務等従事者が、旧受託事務等に関して知り得た旧個人情報であってこの条例の施行前において旧受託事務等により作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているものを除く。）で旧受託事務等従事者が組織的に用いるものとして当該受託者又は当該指定管理者が保有していたものに記録されたものを、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**懲役**又は50万円以下の罰金に処する。

10・11 （略）

（八王子市職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）

の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の不支給)</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当の不支給)</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>
<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目</p>	<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目</p>

<p>的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	---

(八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部改正)

第3条 八王子市職員退職手当支給に関する条例（昭和38年八王子市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 市長は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに第1項又は第3項の規定による支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 市長は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに第1項又は第3項の規定による支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決</p>

決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) (略)

7～11 (略)

(退職後**拘禁刑**以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に**拘禁刑**以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職した者の退職手当の返納)

第15条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、この規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し**拘禁刑**以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) (略)

7～11 (略)

(退職後**禁錮**以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に**禁錮**以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職した者の退職手当の返納)

第15条 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者に対し、第12条第1項に規定する勘案すべき事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、この規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

<p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p>
--	--

(八王子市プールの衛生管理等に関する条例の一部改正)

第4条 八王子市プールの衛生管理等に関する条例（平成19年八王子市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(八王子市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 八王子市動物の愛護及び管理に関する条例（平成26年八王子市条例第54号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第25条 第18条の規定により命ぜられた同条第4号の措置を行わなかった者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第25条 第18条の規定により命ぜられた同条第4号の措置を行わなかった者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p>

(八王子市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第6条 八王子市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年八王子市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第7条 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成3年八王子市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 第20条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 第20条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p>

(八王子市消防団に関する条例の一部改正)

第8条 八王子市消防団に関する条例（昭和26年八王子市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、消防団員に任用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わってから、又はその執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(任用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、消防団員に任用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わってから、又はその執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p>

(八王子市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第9条 八王子市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年八王子市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号に該当する者に対しては支給しない。 (1) 非常勤消防団員となつた日以後の犯罪により 拘禁刑 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号に該当する者に対しては支給しない。 (1) 非常勤消防団員となつた日以後の犯罪により 禁錮 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（有期のものに限る。以下この項において「禁錮」という。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処

せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第2条の規定による改正後の八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）第17条の3第1項第1号の規定及び第3条の規定による八王子市職員退職手当支給に関する条例（昭和38年八王子市条例第17号）第13条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第 1 2 6 号議案

令和 6 年度八王子市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 6 年度八王子市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定めるにつき、
地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

第127号議案

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例設定について

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例（平成14年八王子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への八王子市職員の派遣等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 公益社団法人八王子市シルバー人材センター</p> <p>(8) 公益財団法人東京都都市づくり公社</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への八王子市職員の派遣等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

2・3 (略)

2・3 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

第128号議案

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例設定について

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所に準ずる設備) 第32条 (略) 2 前項の保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。</p> <p>(職員) 第35条 (略) 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。</p>	<p>(保育所に準ずる設備) 第32条 (略) 2 前項の保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね27人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。</p> <p>(職員) 第35条 (略) 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね27人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 2 9 号議案

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年八王子市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第 2 9 条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25人につき 1 人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 2 9 条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 27人につき 1 人</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第 3 1 条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち保育士が 1 0 分の 6 以上の割合を占めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25人につき 1 人</p>	<p>(職員)</p> <p>第 3 1 条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち保育士が 1 0 分の 6 以上の割合を占めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 27人につき 1 人</p>

<p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ってはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち保育士の割合が10分の6以上とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ってはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね27人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち保育士の割合が10分の6以上とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね27人につき1人</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第130号議案

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条
例の一部を改正する条例

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例
(平成26年八王子市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員配置)</p> <p>第4条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員配置)</p> <p>第4条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね27人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(職員の数等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児にあっては、保育に限る。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める</p>	<p>(職員の数等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児にあっては、保育に限る。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める</p>

員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1) 満4歳以上の園児	おおむね 25人 につき 1人
(2)～(4) (略)	(略)
備考 1～4 (略)	

4・5 (略)

員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1) 満4歳以上の園児	おおむね 27人 につき 1人
(2)～(4) (略)	(略)
備考 1～4 (略)	

4・5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第131号議案

八王子市こども家庭センター条例設定について

八王子市こども家庭センター条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市こども家庭センター条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、八王子市こども家庭センター（以下「家庭センター」という。）を設置する。

2 家庭センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
総合センター	八王子市こども家庭総合センター	八王子市明神町三丁目19番2号
地域センター	八王子市こども家庭センター大横	八王子市大横町11番35号
	八王子市こども家庭センター東浅川	八王子市東浅川町551番地1
	八王子市こども家庭センター南大沢	八王子市南大沢二丁目27番地

3 総合センターは、第3条の事業を実施するための企画立案及び総合調整を行う。

4 地域センターは、児童又は妊産婦並びにその家庭に対し、第3条の事業によるサービスの提供及び包括的支援を行う。

5 地域センターの所管区域は、市規則で定める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(事業)

第3条 家庭センターは、次の事業を行うものとする。

- (1) 妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援事業
 - (2) 児童又は妊産婦並びにその家庭の福祉に関する包括的な支援事業
 - (3) 子育て支援に係る地域資源の把握又は開拓、関係機関間の連携強化など、地域における体制づくりに関すること。
 - (4) 八王子市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の調整に関すること。
 - (5) 児童虐待の防止に関すること。
 - (6) 親子つどいの広場の運営に関すること。
 - (7) 地域において在宅サービスを担う養育家庭の拡充に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業を行うにあたっては、公募による市民、学識経験を有する者、関係機関及び市の関係する部課に意見を聴取することができる。

(関係機関との連携等)

第4条 市長は、法第25条の2第1項の規定に基づき、関係機関等から構成する協議会を設置するとともに、協議会を構成する関係機関等相互の連携の確保に努めるものとする。

- 2 市長は、支援を必要とする児童又は妊産婦並びにその家庭の状況を把握するために必要があると認めるときは、協議会を構成する関係機関等に対し、当該児童又は妊産婦並びにその家庭の状況に関する情報の提供、調査その他の協力を求めることができる。

- 3 協議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

(開館時間等)

第5条 家庭センターの開館時間及び休館日は、市規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(八王子市子ども家庭支援センター条例の廃止)

2 八王子市子ども家庭支援センター条例（平成16年八王子市条例第27号）は、廃止する。

第132号議案

八王子市大横保健福祉センター条例の一部を改正する条例
設定について

八王子市大横保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市大横保健福祉センター条例の一部を改正する条例

八王子市大横保健福祉センター条例（平成13年八王子市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 センターは、前項各号に掲げる事業に支障がない場合は、施設の利用に関する事業（前項第4号に係るものを除く。）を行うことができる。</p> <p>（施設）</p> <p>第4条 センターには、次の施設を設ける。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 母子健康診査の実施に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 センターは、前項各号に掲げる事業に支障がない場合は、施設の利用に関する事業（前項第5号に係るものを除く。）を行うことができる。</p> <p>（施設）</p> <p>第4条 センターには、次の施設を設ける。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 母子健康診査に必要な施設</p> <p>(11) (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第133号議案

八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について

八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市東浅川保健福祉センター条例の一部を改正する条例
八王子市東浅川保健福祉センター条例（平成3年八王子市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業) 第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)	(事業) 第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)・(2) (略) <u>(3) 母子健康診査の実施に関すること。</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第134号議案

八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例設定について

八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市南大沢保健福祉センター条例の一部を改正する条例

八王子市南大沢保健福祉センター条例（平成8年八王子市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業) 第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)	(事業) 第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)・(2) (略) <u>(3) 母子健康診査の実施に関すること。</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第135号議案

八王子市生涯学習センター条例の一部を改正する条例設定
について

八王子市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

八王子市生涯学習センター条例（平成19年八王子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第7条関係） 1・2（略） 3 八王子市生涯学習センター川口分館			別表（第7条関係） 1・2（略） 3 八王子市生涯学習センター川口分館		
種別	使用区分	金額（円）	種別	使用区分	金額（円）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第3学習室	（略）	（略）	第3学習室	（略）	（略）
			和室	午前	750
				午後	1,000
				夜間	1,000
			保育室	午前	750
				午後	1,000
				夜間	1,000
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考 1・2（略）			備考 1・2（略）		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第136号議案

土地の信託の変更について

下記のとおり土地の信託を変更するにつき、地方自治法第96条第1項第7号の規定により議決を求める。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

平成4年9月28日議決、第100号議案土地の信託についての一部を次のように変更する。ただし、信託報酬に係る変更については、令和8年4月1日から適用する。

「4 信託期間 契約締結の日から令和13年3月31日までとする。」

「5 信託報酬 本市公共・公用施設併設の賃貸用業務施設ビルの管理及び運用に対する信託報酬は賃貸料（共益費及び消費税相当額を除く。）収入に5.97パーセントを乗じて得た額及び消費税相当額とする。」

第137号議案

八王子市立保育園の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立保育園の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- 1 施設の名称 八王子市立中野保育園
- 2 指定管理者 八王子市松が谷14番地
社会福祉法人 公德福祉会
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第138号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- 1 施設の名称 八王子市立鑓水小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市散田町五丁目3番1号
社会福祉法人 敬愛学園
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

第139号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- 1 施設の名称 八王子市立式分方小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市犬目町44番地1
特定非営利活動法人 つくみ
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第140号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- 1 施設の名称 八王子市立檜原小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市川口町3824番地
特定非営利活動法人 からまつ
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第141号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- 1 施設の名称 八王子市立高倉小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市左入町373番地1
社会福祉法人 清心福祉会
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

第142号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- | | | |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 八王子市立小宮小学童保育所 |
| 2 | 指定管理者 | 八王子市左入町373番地1
社会福祉法人 清心福祉会 |
| 3 | 指定期間 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで |

第143号議案

八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定
について

下記のとおり八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定するに
つき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- 1 施設の名称 八王子市高齢者在宅サービスセンター長房
- 2 指定管理者 八王子市美山町1076番地
医療法人社団 光生会
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

第144号議案

八王子市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市営住宅及び共同施設の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月29日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

記

- | | | | |
|---|-------|---------|--------|
| 1 | 施設の名称 | 八王子市営住宅 | 元本郷団地 |
| | | 八王子市営住宅 | 明神団地 |
| | | 八王子市営住宅 | 西中野団地 |
| | | 八王子市営住宅 | 中野団地 |
| | | 八王子市営住宅 | 大和田台団地 |
| | | 八王子市営住宅 | 大和田団地 |
| | | 八王子市営住宅 | 新地団地 |
| | | 八王子市営住宅 | 中原団地 |
| | | 八王子市営住宅 | 初沢団地 |
| | | 八王子市営住宅 | 落合第一団地 |
| | | 八王子市営住宅 | 落合第二団地 |

- 八王子市営住宅 長房第一団地
八王子市営住宅 長房第二団地
八王子市営住宅 泉町団地
八王子市営住宅 恩方団地
八王子市営住宅 川口団地
八王子市営住宅 檜原団地
八王子市営住宅 高倉団地
八王子市営住宅 大谷団地
- 2 指定管理者 八王子市子安町一丁目31番21号
一般社団法人 マルベリーライフ
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 1 4 5 号議案

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

提出者 八王子市長 初 宿 和 夫

路 線 名	起 点 ・ 終 点	備 考
市道八王子 1 4 6 5 号線	自 八王子市台町四丁目 1 8 6 番 7 地先 至 同 上野町 1 1 9 番 1 3 地先	別紙略図 2 表示のとおり
市道八王子 1 4 6 6 号線	自 八王子市上野町 1 1 6 番 1 4 地先 至 同 台町三丁目 1 7 3 番地先	
市道八王子 1 4 6 7 号線	自 八王子市上野町 1 2 8 番 9 地先 至 同 所 1 2 4 番地先	
市道八王子 1 4 6 8 号線	自 八王子市台町四丁目 1 8 8 番 5 地先 至 同 所 1 8 9 番 1 地先	別紙略図 1 表示のとおり
市道八王子 1 4 6 9 号線	自 八王子市台町四丁目 2 0 4 番 1 地先 至 同 所 2 1 3 番 7 地先	
市道八王子 1 4 7 0 号線	自 八王子市小門町 1 1 5 番 1 1 地先 至 同 上野町 1 2 9 番 8 地先	
市道八王子 1 4 7 1 号線	自 八王子市小門町 1 2 0 番 8 地先 至 同 所 1 1 8 番 5 地先	
市道八王子 1 4 7 2 号線	自 八王子市小門町 1 1 9 番 3 地先 至 同 所 1 1 9 番 1 地先	

路線名	起 点 ・ 終 点	備 考
市道八王子1473号線	自 八王子市小門町138番1地先 至 同 所134番6地先	別紙略図1 表示のとおり
市道八王子1474号線	自 八王子市台町三丁目177番9地先 至 同 所174番地先	別紙略図2 表示のとおり
市道八王子1475号線	自 八王子市台町三丁目182番22地先 至 同 所182番22地先	
市道八王子1476号線	自 八王子市上野町116番13地先 至 同 所118番3地先	
市道八王子1477号線	自 八王子市上野町120番8地先 至 同 所123番8地先	
市道八王子1478号線	自 八王子市上野町129番8地先 至 同 所130番1地先	別紙略図1 表示のとおり
市道八王子1479号線	自 八王子市台町四丁目191番13地先 至 同 上野町130番1地先	
市道八王子1480号線	自 八王子市台町四丁目191番7地先 至 同 所189番3地先	
市道八王子1481号線	自 八王子市台町四丁目216番1地先 至 同 所215番地先	別紙略図2 表示のとおり
市道八王子1482号線	自 八王子市台町四丁目206番1地先 至 同 所215番地先	
市道八王子1483号線	自 八王子市台町四丁目213番7地先 至 同 所213番7地先	
市道八王子1484号線	自 八王子市台町四丁目202番1地先 至 同 所199番14地先	別紙略図1 表示のとおり
市道八王子1485号線	自 八王子市台町四丁目192番1地先 至 同 所196番5地先	
市道八王子1486号線	自 八王子市小門町114番13地先 至 同 所112番10地先	
市道八王子1487号線	自 八王子市小門町129番地先 至 同 所126番3地先	
市道八王子1488号線	自 八王子市小門町115番8地先 至 同 所117番8地先	
市道八王子1489号線	自 八王子市小門町126番1地先 至 同 所128番9地先	
市道八王子1490号線	自 八王子市小門町122番11地先 至 同 所127番10地先	
市道八王子1491号線	自 八王子市小門町120番3地先 至 同 所120番1地先	

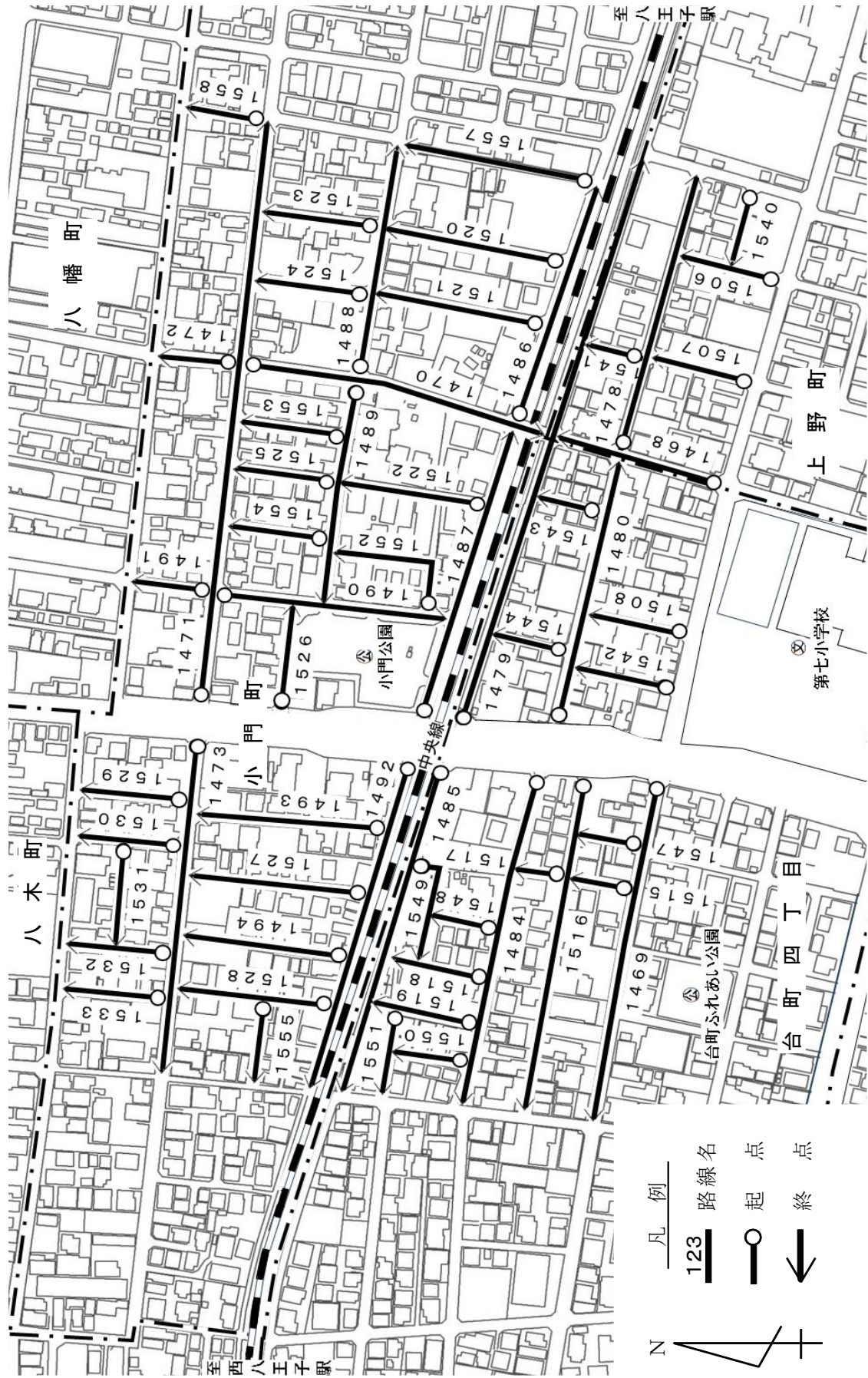
路線名	起 点 ・ 終 点	備 考
市道八王子1492号線	自 八王子市小門町138番8地先 至 同 所133番5地先	別紙略図1 表示のとおり
市道八王子1493号線	自 八王子市小門町137番13地先 至 同 所137番1地先	
市道八王子1494号線	自 八王子市小門町135番8地先 至 同 所135番1地先	
市道八王子1495号線	自 八王子市台町三丁目178番5地先 至 同 所178番3地先	別紙略図2 表示のとおり
市道八王子1496号線	自 八王子市台町三丁目180番地先 至 同 所179番16地先	
市道八王子1497号線	自 八王子市台町三丁目175番1地先 至 同 所175番9地先	
市道八王子1498号線	自 八王子市台町三丁目176番1地先 至 同 所176番11地先	
市道八王子1499号線	自 八王子市台町三丁目183番1地先 至 同 所184番10地先	
市道八王子1500号線	自 八王子市上野町113番3地先 至 同 所113番1地先	
市道八王子1501号線	自 八王子市上野町115番7地先 至 同 所115番1地先	
市道八王子1502号線	自 八王子市上野町117番地先 至 同 所117番地先	
市道八王子1503号線	自 八王子市上野町121番2地先 至 同 所122番1地先	
市道八王子1504号線	自 八王子市上野町121番1地先 至 同 所121番7地先	
市道八王子1505号線	自 八王子市上野町120番5地先 至 同 所120番1地先	別紙略図1 表示のとおり
市道八王子1506号線	自 八王子市上野町127番6地先 至 同 所127番1地先	
市道八王子1507号線	自 八王子市上野町128番5地先 至 同 所128番1地先	
市道八王子1508号線	自 八王子市台町四丁目187番3地先 至 同 所187番1地先	別紙略図2 表示のとおり
市道八王子1509号線	自 八王子市台町四丁目206番12地先 至 同 所206番9地先	
市道八王子1510号線	自 八王子市台町四丁目211番3地先 至 同 所211番1地先	

路線名	起 点 ・ 終 点	備 考
市道八王子1511号線	自 八王子市台町四丁目212番1地先 至 同 所212番1地先	別紙略図2 表示のとおり
市道八王子1512号線	自 八王子市台町四丁目204番4地先 至 同 所205番1地先	
市道八王子1513号線	自 八王子市台町四丁目208番13地先 至 同 所208番7地先	
市道八王子1514号線	自 八王子市台町四丁目209番3地先 至 同 所210番地先	
市道八王子1515号線	自 八王子市台町四丁目200番3地先 至 同 所200番1地先	別紙略図1 表示のとおり
市道八王子1516号線	自 八王子市台町四丁目203番1地先 至 同 所200番16地先	
市道八王子1517号線	自 八王子市台町四丁目199番3地先 至 同 所199番1地先	
市道八王子1518号線	自 八王子市台町四丁目195番4地先 至 同 所195番1地先	
市道八王子1519号線	自 八王子市台町四丁目197番3地先 至 同 所196番1地先	
市道八王子1520号線	自 八王子市小門町113番10地先 至 同 所113番1地先	
市道八王子1521号線	自 八王子市小門町114番10地先 至 同 所114番1地先	
市道八王子1522号線	自 八王子市小門町127番5地先 至 同 所127番1地先	
市道八王子1523号線	自 八王子市小門町116番5地先 至 同 所116番1地先	
市道八王子1524号線	自 八王子市小門町115番5地先 至 同 所115番1地先	
市道八王子1525号線	自 八王子市小門町123番5地先 至 同 所123番1地先	
市道八王子1526号線	自 八王子市小門町121番10地先 至 同 所121番4地先	
市道八王子1527号線	自 八王子市小門町136番9地先 至 同 所136番1地先	
市道八王子1528号線	自 八王子市小門町133番3地先 至 同 所134番1地先	
市道八王子1529号線	自 八王子市小門町140番4地先 至 同 所140番1地先	

路線名	起 点 ・ 終 点	備 考
市道八王子1530号線	自 八王子市小門町141番3地先 至 同 所142番1地先	別紙略図1 表示のとおり
市道八王子1531号線	自 八王子市小門町141番1地先 至 同 所141番9地先	
市道八王子1532号線	自 八王子市小門町143番4地先 至 同 所143番1地先	
市道八王子1533号線	自 八王子市小門町144番2地先 至 同 所144番1地先	
市道八王子1534号線	自 八王子市上野町115番8地先 至 同 所112番2地先	別紙略図2 表示のとおり
市道八王子1535号線	自 八王子市上野町114番3地先 至 同 所114番1地先	
市道八王子1536号線	自 八王子市台町三丁目179番21地先 至 同 所179番3地先	
市道八王子1537号線	自 八王子市台町三丁目184番5地先 至 同 所184番1地先	
市道八王子1538号線	自 八王子市台町三丁目185番1地先 至 同 所185番1地先	
市道八王子1539号線	自 八王子市上野町118番7地先 至 同 所118番5地先	別紙略図1 表示のとおり
市道八王子1540号線	自 八王子市上野町124番地先 至 同 所124番地先	
市道八王子1541号線	自 八王子市上野町129番3地先 至 同 所129番1地先	
市道八王子1542号線	自 八王子市台町四丁目186番5地先 至 同 所186番1地先	
市道八王子1543号線	自 八王子市台町四丁目190番4地先 至 同 所190番1地先	
市道八王子1544号線	自 八王子市台町四丁目191番3地先 至 同 所191番1地先	別紙略図2 表示のとおり
市道八王子1545号線	自 八王子市台町四丁目216番1地先 至 同 所216番2地先	
市道八王子1546号線	自 八王子市台町四丁目205番1地先 至 同 所205番3地先	別紙略図1 表示のとおり
市道八王子1547号線	自 八王子市台町四丁目201番3地先 至 同 所201番1地先	
市道八王子1548号線	自 八王子市台町四丁目193番4地先 至 同 所193番1地先	

路線名	起 点 ・ 終 点	備 考
市道八王子1549号線	自 八王子市台町四丁目192番14地先 至 同 所193番7地先	別紙略図1 表示のとおり
市道八王子1550号線	自 八王子市台町四丁目198番5地先 至 同 所198番1地先	
市道八王子1551号線	自 八王子市台町四丁目197番1地先 至 同 所198番7地先	
市道八王子1552号線	自 八王子市小門町128番6地先 至 同 所128番1地先	
市道八王子1553号線	自 八王子市小門町124番5地先 至 同 所124番1地先	
市道八王子1554号線	自 八王子市小門町122番5地先 至 同 所122番1地先	
市道八王子1555号線	自 八王子市小門町133番1地先 至 同 所133番5地先	
市道八王子1556号線	自 八王子市上野町111番20地先 至 同 所111番12地先	別紙略図2 表示のとおり
市道八王子1557号線	自 八王子市小門町112番10地先 至 同 所112番1地先	別紙略図1 表示のとおり
市道八王子1558号線	自 八王子市小門町118番5地先 至 同 所118番1地先	

略図 1



略図 2

